

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告
下記の筆界特定の手續に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和7年2月5日

福井地方法務局筆界特定登記官



記

筆界特定手續の表示

手續番号	令和6年第9号
対象土地	鯖江市小黒町一丁目864番 鯖江市小黒町一丁目864番先（水路）
手續番号	令和6年第10号
対象土地	鯖江市小黒町一丁目865番 鯖江市小黒町一丁目864番先（水路）
手續番号	令和6年第11号
対象土地	鯖江市小黒町一丁目866番 鯖江市小黒町一丁目864番先（水路）